



# 島根県報

平成28年2月23日（火）

号外第20号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

島根県告示第125号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	安来伯太日南線	安来市伯太町下十年畑497番4地先から同656番2地先まで	前	メートル A 2.60～7.70	メートル 1,255.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B 9.50～38.50	1,010.00	
			後 B	9.50～38.50	1,010.00	
〃	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町柿木村柿木625番1地先から同1266番5地先まで	前	6.80～16.70	205.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所  交通安全工事 拡幅
			後	7.70～44.70	205.00	